

令和4年12月農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年12月20日(火)

開会 午前9時31分

閉会 午前10時

2. 開催場所 鳥栖市役所2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

9番 松隈 邦博 委員      10番 宮原 一美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農用地利用集積計画について	16件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	3件
報告第4号	非農地の認定について	87件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

### 6. その他出席

傍聴者 0名

## 議長

それでは、ただいまより、令和4年12月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号9番、〇〇〇〇委員と議席番号10番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうによりしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、6筆でございます。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、6筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、経営縮小を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について3件、6筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが1件、2筆、賃貸借権設定に係るものが2件、4筆の申請がございました。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、離農を進める譲渡人から譲受人が農業用倉庫を譲り受けるため申請に至ったものであります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、南側水路へ放流される計画となっております。また、資金計画については、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をいたしております。許可の基準といたしましては、第1種農地は、原則不許可ではございますが、例外許可として農業用施設という事項に該当するため許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

#### 議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号、番号1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは、議案第2号、番号1の案件について、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

## 7 番委員

7 番〇〇です。担当委員といたしまして申し上げます。

12月12日に会長と私と〇〇委員さん、それから〇推進委員さん、それから事務局に集まってもらって現地を確認しております。

場所は、味坂 I C に続く、〇〇町から続く道路沿いで、現在工事中のすぐ側でございます。

そういうようなところでございまして、離農を進める、これ〇〇〇〇ですけど、そちらのほうから処分ということでされたということでございます。転用申請も一緒にされております。

地元の区長、これ〇〇町のほうですけど、それから生産組合長も〇〇町、水利の関係は、これ〇町のほうでやっております。そういうような形で全部同意をいただいております。

これらの点から今回の農地転用申請については、特に問題は無いと思っております。

以上、担当委員からの意見でございます。

## 議長

はい、ありがとうございました。ただいま〇〇委員より御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 1 の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3 番委員入室)

それでは、次に議案第 2 号、番号 2、番号 3 の案件につきましては、関連いたしますので

一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、公共事業に伴う通行止めの期間、迂回路のための仮設道路として、一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、仮設水路を経て南側の水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、予算の議決書が添付をされております。

一時転用期間は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までとなっており、現況復旧確約書が添付をされています。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、2筆は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。また、残り2筆については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

農用地区域内の許可の基準といたしまして、立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものという事項があります。農地への復旧確約書も添付をされており、原状回復が確実に認められるため、農地転用は許可し得ると判断をしております。

また、第2種農地については、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断いたしております。

以上、議案第2号、番号2、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○委員。

## 11番委員

11番の○です。担当委員として一言申し上げます。

12月12日に、会長と私、〇〇委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町と〇〇町の町境に所在する農地となります。

さきほど、事務局からもありましたように、申請人の方は、四阿屋周辺の整備工事、バリアフリーの橋等を公共工事で行うというふうに従っております。このため通行止めを避けるために、農地の一部、こちらを転用しまして迂回路を作りたいということで申請されております。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。また、原状復帰の確約書も添付されているということで、これらの点から今回の農地転用申請について、特に問題は無いと思われまます。

以上、担当委員の意見となります。

#### 議長

はい、ありがとうございます。ただいま、〇委員より御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について16件、35筆でございます。

議案第3号、番号1から番号16につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

それでは、4ページから9ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により16件、



35筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、9ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について地目「田」の設定面積は記載のとおりでございます、合計が4万9,850平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございます、合計で賃借権が28件、4万2,223平方メートル、使用貸借権が7件、7,627平方メートルとなっており、総合計が35件、4万9,850平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、2,761平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が15名、借人12名、渡人1名、受人1名、申請枚数は16枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

## 議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めますが、議案第3号、番号4、番号5、番号16の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

まず初めに、番号4の案件について審議を行いますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

はい、それでは議案第3号、番号4の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第3号、番号5について審議をいたしますが、議事参与の対象が私でありますので、議長を交代し審議終了まで退席させていただきます。

その間、議長は〇〇〇〇会長代理をお願いをいたします。

(4番委員退室)

**議長（会長代理）**

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第3号、番号5の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号5の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件については原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長と交代します。

(4番委員入室)

**議長**

それでは、次に議案第3号、番号16について審議をいたします。

〇〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは議案第3号、番号16の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号16の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8番委員入室)

次に、議案第3号、番号4、番号5、番号16を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4、番号5、番号16を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第4号について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に11ページ、12ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして5件、7筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、5筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

次に、14ページから27ページをお願いします。

別冊資料2の非農地認定位置図を御覧ください。議案書の備考欄に記載している地図のページ番号が、別冊資料2のページになっております。

内訳につきましては、議案書の27ページの非農地集計表で御説明いたします。

27ページをお願いします。

まず、〇〇地区と〇〇地区は、非農地の該当はありませんでした。

〇〇地区は、「田」が2筆、面積の合計が1,420平方メートルでございます。地図では、1ページ、2ページが対象地になっております。

〇地区は、「田」、「畑」、「その他」の内訳は記載のとおりでございます。地区の合計は125筆、面積が8万6,453平方メートルでございます。地図では、3ページから14ページが対象地になっております。

○地区は、「畑」、「その他」の内訳は記載のとおりでございまして、地区の合計は3筆、面積の合計が1,659平方メートルとなっております。地図では、15ページが対象地となっております。

総合計は130筆、8万9,532方メートルとなっております。

今後は、非農地の通知を所有者に送付をさせていただきまして、それをもとに所有者が、法務局で地目の変更をしていただく手続きとなっております。

以上、報告第1号から報告第4号の説明とさせていただきます。

#### **議長**

はい、ありがとうございます。ただいま、事務局より報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目通し方、よろしく願いをいたします。

次に、その他の事項で何かございましたら。

(発言する者なし)

それでは、委員の皆様ないようでございますので、事務局から何かありましたらお願いをいたします。

#### **事務局**

それでは、お配りしております資料3の1と3の2について御説明いたしますので、資料の準備をお願いいたします。

こちらの資料の内容につきましては、今年の8月、9月に各地区の農業委員、推進委員さんと一緒に見ていただいた農地パトロールの時の遊休農地のリストとなります。

資料3の1が遊休農地のリストとなっておりますので、資料3の1の1ページを御覧ください。

遊休農地の所在地、登記地目の順に、町ごとに記載をしておりますので御確認をお願いします。また、一番右側の別紙地図につきましては、資料3の2のページ数に該当いたしますので、のちほど御確認をお願いいたします。

このリストを見ていただきまして、漏れがあるとか日頃のパトロールで解消されているものがあれば、事務局のほうにお知らせをお願いいたします。

現在、遊休農地に対する意向調査の回答があったものについて記載をしておりますけれども、未回答のものについては、場合によっては委員さんの御協力をいただく場合もございましてよろしく願いをいたします。

また、回答の事例として、貸したいとなっているものについては、委員の皆さまより地元

の農家さんとを繋げていただく活動となりますのでよろしくお願いいたします。

不明な点があれば、のちほど事務局へお尋ねください。

以上、遊休農地リストについて報告となります。

**議長**

はい、ありがとうございました。全体的に、何かございますか。

〇〇委員。

**1 番委員**

1 番の〇〇です。この遊休農地については、大分減ったばってんが、ほかの地区については前回の調査よりも増える傾向にありますか。

**事務局**

傾向につきましては、すみません、前後を確認させていただいてないのでなんとも思うところではございますけれども、基本的には、平野部よりも中山間、もしくは山林の地区について少しずつ増えていくのではないかと想像しているところです。

以上になります。

**議長**

それでは、ないようでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和5年1月20日金曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室で開催を予定いたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_